

## 法人の事業税

### ■納める人

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人及び人格のない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、収益事業を行っているものに課される税金です。

### ■納める額

(1) 電気供給業、ガス供給業（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る）、保険業及び貿易保険業以外の事業

① 軽減税率適用法人（下記②以外の法人）

区 分		税率						
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
外形標準課税対象法人※	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%			
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%			
	所得割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
		年400万円超 年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	1.0%
		年800万円超の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
特別法人 〔協同組合、 医療法人など〕	所得割	年400万円以下の所得		3.4%		3.5%		
	年400万円超の所得	3.6%		4.6%		4.9%		
その他の法人 〔一般の法人、 人格のない社 団又は財団〕	所得割	年400万円以下の所得		3.4%		3.5%		
	年400万円超 年800万円以下の所得	4.0%		5.1%		5.3%		
	年800万円超の所得	5.3%		6.7%		7.0%		

※外形標準課税対象法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人等、特別法人、人格のない社団等及び投資法人等を除く。）

② 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人

区 分		税率				
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%	
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%	
	所得割	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
特別法人	所得割	3.6%		4.6%		4.9%
その他の法人	所得割	5.3%		6.7%		7.0%

(2) 電気供給業（下記（3）に掲げる事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業

区 分	税率		
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.7%	0.9%	1.0%

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業

区 分		税率			
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	付加価値割				0.37%
	資本割				0.15%
その他の法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	所得割				1.85%

(4) 特定ガス供給業

区 分	税率
	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.48%
付加価値割	0.77%
資本割	0.32%

## ■申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 （事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人、外形標準課税対象法人等）	(1) 予定申告	前事業年度の税額 × $\frac{6}{12(\text{前事業年度の月数})}$	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	仮決算の課税標準額 × 税率	
確定申告		課税標準額 × 税率 - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月（会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については6月を超えない範囲）以内
修正申告	(1) 申告した所得（収入）金額に不足があったとき	課税標準額 × 税率 - 既納付額	すみやかに
	(2) 申告後に税務署の更正を受けたとき		税務署が更正の通知をした日から1か月以内

(注) 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告納税します。

※本県では障がい者雇用促進のための軽減措置を設けています。

障がい者が自立して暮らすことのできる社会づくりを推進するため、平成19年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始される各事業年度の所得に対する法人事業税について、障がい者の雇用を拡大した法人を対象に、一定の基準により税の軽減を行います。

軽減の内容は、税率を通常の1/2とするもので、障がい者の雇用拡大数1人当たり10万円が軽減の限度額となります。

## ■地方法人特別税の概要

平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税制の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。当核暫定措置は、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されました。

■納める人 法人事業税（所得割又は収入割）を納める人

■納める額

区 分	税 率			
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税対象法人以外の基準法人所得割額	81%	43.2%		
基準法人収入割額	81%	43.2%		

(税額の計算) 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率 = 税額

※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。

■申告と納税

法人事業税の例により、法人事業税とあわせて、県に対して申告し、納めます。

## ■特別法人事業税の概要

令和元年度税制改正により、上記の地方法人特別税が令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止され、新たな偏在是正措置として、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、特別法人事業税が創設されました。

■納める人 法人事業税（所得割又は収入割）を納める人

■納める額

区 分	税 率		
	令和2年3月31日以前に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	260%		
外形標準課税対象法人以外の基準法人所得割額(普通法人等)	37%		
外形標準課税対象法人以外の基準法人所得割額(特別法人)	34.5%		
基準法人収入割額(特定ガス供給業、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業以外)	30%		
基準法人収入割額(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)	30%	40%	
基準法人収入割額(特定ガス供給業)			62.5%

(税額の計算) 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率 = 税額

■申告と納税

法人事業税の例により、法人事業税とあわせて、県に対して申告し、納めます。